令和5年度 放課後対策・情緒障害児等支援対策特別委員会 運営方針

1 調査の目的

子どもたちの放課後の居場所及び自閉症、情緒障害等支援学級の固定級設置等に関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討する。

2 調査のテーマ及びその内容

(テーマ) 当事者の声を聴き、選択肢のある子育て・教育環境の実現を目指す。

(内 容)

国では、共働き家庭等における「小1の壁」「待機児童」等の課題を解消し、全ての子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、計画的に放課後の居場所づくりを進めているところであるが、多くの自治体では、子どもの放課後対策について、増大する住民ニーズに対応しきれていない実情がある。以上のような実態を踏まえ、本委員会では、他自治体等における成功事例等の調査を行い、その分析を通じて、区に対して必要な提言等を行っていく。

一方、現在、区立小中学校では、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置が進んでいないが、自 閉症、選択制かん黙等の情緒障害がある場合、通常学級での学習では十分な指導の効果を上げる ことが困難であるとされており、特別支援学級において集団生活への参加や社会的適応のための 特別な指導を受けられる機会・選択肢を用意する必要がある。このため、自閉症・情緒障害特別 支援学級の設置推進に向けた調査・検討を、放課後対策とともに行っていくこととする。

3 調査期間及びスケジュール

1旦粉 旬次ひへり、			
6月下旬	・特別委員会運営方針(本書)を決定		
7月下旬	・本区における放課後対策及び情緒障害児等支援対策の現状について説明を 聴取し、質疑等を実施		
8月上旬	・先進自治体への行政調査を実施		
8月下旬	・放課後対策について研修会を開催		
1 0 月中旬	・情緒障害児等支援対策について区民等との意見交換会を開催		
1 2 月下旬	・行政調査、研修会及び意見交換会における情報を整理し、質疑等を実施		
1月下旬	・放課後対策及び情緒障害児等支援対策について各会派等から意見等を聴取 し、政策提言の方法等について協議		
	・政策提言の取りまとめ		
3月中旬	・区長等に対する政策提言を実施		
3月下旬	・本会議において委員会調査報告を実施		

4 調査の手法等

項目			
先進自治体等への行政調査			
議会基本	13条	委員間討議	0
条例関連		議事堂以外での委員会開会	
		区民等との意見交換会等	0
	14条	条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施	0
	20条	公聴会及び参考人制度の活用	
		学識経験者等による専門的事項に関わる調査	
		議会のパブリック・コメント	
	23条	委員会における研修会	0

概要

1 先進自治体等への行政調査

放課後対策・情緒障害児等支援対策の取組について、行政調査(視察)を実施する。 【視察先(例)】

- ・大阪府堺市 支援学級 (特に自閉症・情緒障害学級)の運営状況について
- ・大阪府 インクルーシブ教育の推進について
- ・大阪府大阪市等 放課後対策(児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業等)に 関する取組について

2 委員間討議

委員会においては積極的な委員間討議を行うとともに、政策提言の取りまとめに当たって は勉強会を開催するなどして、委員会としての合意形成に努めていく。

3 区民等との意見交換会等

放課後対策及び情緒障害児等支援対策について、区内関係団体との意見交換会を開催し、 区民の意見・要望を聴取し、調査の参考とする。

4 条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施

本委員会の調査・検討結果を区政へと反映するため、委員会として政策提言を実施する。 政策提言の方法等については、調査・検討内容等を踏まえ、委員会において協議し決定する。

5 委員会における研修会

放課後対策について見識を深めるとともに、本区の実態を把握するため、有識者等を講師 に招き、研修会を開催する。